※この基本協定書は素案であり、最終的な内容は 指定候補者に提示し、協議の上決定します。

> 横浜市海づり施設等 管理運営に関する基本協定書 (素案)

> > 平成28年〇月 横浜市港湾局

【目次】

第1	章	総	則
第	1	条	(本協定の目的)・・・・・・・・・・・・・・・・・)
第	2	条	(指定管理者の指定の意義)・・・・・・・・・・・)
第	3	条	(公共性の趣旨の尊重)・・・・・・・・・・・・・)
第	4	条	(信義誠実の原則)・・・・・・・・・・・・・・・)
第	5	条	(用語の定義)・・・・・・・・・・・・・・・・・1
第	6	条	(対象施設)・・・・・・・・・・・・・・ 2
第	7	条	(指定期間等)・・・・・・・・・・・・・・2
第2	章	本指	定管理の業務の範囲と実施条件
第	8	条	(指定管理の実施により達成すべき目標)・・・・・・・2
第	9	条	(指定管理者が行う業務の範囲)・・・・・・・・・・2
第	1 0	条	(市が行う業務の範囲)・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
第	1 1	条	(責任者の配置)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
第	1 2	条	(業務従事者)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
第	1 3	条	(業務の範囲又は業務実施条件の変更)・・・・・・・・ 3
第3:	章	本指	定管理の実施
第	1 4	条	(本指定管理の実施)・・・・・・・・・・・・・・・
第	1 5	条	(法令の遵守)・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第	1 6	条	(供用時間及び休業日)・・・・・・・・・・・・・ 5
第	1 7	条	(利用の許可)・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
第	1 8	条	(事前準備)・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
第	1 9	条	(第三者による実施)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第	2 0	条	(施設の維持保全等)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第	2 1	条	(電気主任技術者の選任及び届出等)・・・・・・・・・・・・・・・
第	2 2	条	(防火管理者の選任等)・・・・・・・・・・・・・・ 7
第	2 3	条	(緊急時の対応)・・・・・・・・・・・・・・・ 7
第	2 4	条	(事件事故等の防止及び対応体制)・・・・・・・・・ 7
第	2 5	条	(守秘義務)・・・・・・・・・・・・・・・・・
第	2 6	条	(個人情報の保護)・・・・・・・・・・・・・・・・・
第	2 7	条	(情報公開の責務)・・・・・・・・・・・・・・・・
第	2 8	条	(文書管理)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第	2 9	条	(人権の尊重)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

第4	章		備品	の扱い
第	3	0	条	(指定管理者による備品等の管理等)・・・・・・・8
第	3	1	条	(指定管理者による備品等の購入等)・・・・・・・・9
第	3	2	条	(著作物等の扱い)・・・・・・・・・・・・9
第 5	章		業務	実施に係る市の確認事項
第	3	3	条	(年間事業計画書等)・・・・・・・・・・・10
第	3	4	条	(月間事業報告書等)・・・・・・・・・・・・11
第	3	5	条	(年間事業報告書等)・・・・・・・・・・・・11
第	3	6	条	(本指定管理実施状況の確認及び改善の指示)・・・・・・12
第	3	7	条	(第三者評価)・・・・・・・・・・・・・・12
第	3	8	条	(自己評価の実施)・・・・・・・・・・・・・13
第	3	9	条	(業務実施状況等の公表)・・・・・・・・・・・13
第 6	章		指定	管理者の収入等
第	4	0	条	(指定管理者の収入)・・・・・・・・・・・・・13
	5 4			(納付金)・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
			条	(納付金額の変更)・・・・・・・・・・・・・・14
			条	(利用料金)・・・・・・・・・・・・・・・・14
			条	(公租公課)・・・・・・・・・・・・・・・・14
第	34	5	条	(管理口座)・・・・・・・・・・・・・・・・14
第 7	章		損害	賠償及び不可抗力
			条	
			条	
第	. 4	8	条	(保険)・・・・・・・・・・・・・・・・15
				(不可抗力発生時の対応)・・・・・・・・・・・15
				(不可抗力によって発生した損害等の費用負担等)・・・・・16
				(不可抗力による業務実施の一部免除)・・・・・・・16
第8	章		指定	期間の満了
				(業務の引継ぎ等)・・・・・・・・・・・・・16
				(原状回復義務)・・・・・・・・・・・・16
				(備品等及び文書等の扱い)・・・・・・・・・・17

笛 0 音 七字	取消及び業務の停止等
第55条	(市による指定の取消等)・・・・・・・・・・17
第56条	(指定管理者からの指定取消等の申出)・・・・・・・18
第57条	(不可抗力による指定の取消等)・・・・・・・・・19
第58条	(指定取消時の扱い)・・・・・・・・・・・・・19
第10章 そ	· の他
第59条	(権利義務の譲渡の禁止)・・・・・・・・・・・・・・19
第60条	(監査)・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
第61条	(連絡調整)・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
第62条	(本指定管理の範囲外の業務)・・・・・・・・・・19
第63条	(請求・通知等の様式その他)・・・・・・・・・・20
第64条	(災害発生時の対応)・・・・・・・・・・・・・・20
第65条	(廃棄物の対応)・・・・・・・・・・・・・・・20
第66条	(市内中小企業への優先)・・・・・・・・・・・・20
第67条	(財政状況の確認)・・・・・・・・・・・・21
第68条	(その他市政への協力)・・・・・・・・・・・21
第69条	(法人格等変更時の対応)・・・・・・・・・・・22
第70条	(リスクの分担)・・・・・・・・・・・・・・22
第71条	(協定の変更)・・・・・・・・・・・・・・・・22
第72条	(解釈)・・・・・・・・・・・・・・・・・23
第73条	(疑義についての協議)・・・・・・・・・・・23
第74条	(管轄裁判所)・・・・・・・・・・・・・・・23
別紙1 用語	の定義
	情報取扱特記事項
	人情報保護に関する誓約書
	・修実施報告書
別紙4 リス	ク分担表

横浜市海づり施設等の管理運営に関する基本協定書

横浜市(以下「市」という。)と株式会社〇〇(以下「指定管理者」という。) とは、次のとおり、横浜市海づり施設等(以下「本施設」という。)の管理運営 に係る基本協定(以下「本協定」という。)を締結する。

第1章 総則

共同事業体の場合は、

○○○○共同事業体 代表者○○株式会社

(本協定の目的)

第1条 本協定は、市と指定管理者が相互に協力し、本施設を適正かつ円滑に管理運営するために必要事項を定めることを目的とする。

(指定管理者の指定の意義)

第2条 市及び指定管理者は、本施設の管理運営に関して市が指定管理者の指定を行うことの意義は、民間事業者たる指定管理者の能力を活用して本施設の設置の目的を効果的かつ効率的に達成し、本施設のサービスを拡充させ、複数の施設管理を一元的に管理することによるスケールメリットを最大限活用し、利用者サービスの向上を図るとともに、利用者ニーズに応えるよう創意工夫を行っていくことにあることを確認する。

(公共性の趣旨の尊重)

第3条 指定管理者は、本施設の設置目的、指定管理者の指定の意義及び本施設の管理運営(以下「本指定管理」という。)の実施にあたって求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重しなければならない。

(信義誠実の原則)

第4条 市及び指定管理者は、互いに協力し信義を重んじ、対等な関係に立って、本協定を誠実に履行しなければならない。

(用語の定義)

第5条 本協定で用いる用語の定義は、別紙1のとおりとする。

(対象施設)

- 第6条 指定管理の対象となる本施設を構成する各施設の名称及び所在地は次のとおりとする。
 - (1) 横浜市大黒海づり施設 横浜市鶴見区大黒ふ頭 20 番地先
 - (2) 大黒ふ頭先端緑地 横浜市鶴見区大黒ふ頭 20 番地先
 - (3) 横浜市本牧海づり施設 横浜市中区本牧ふ頭1番地先
 - (4) 横浜市磯子海づり施設 横浜市磯子区新磯子町 39 番地
- 2 指定管理者は善良なる管理者の注意をもって施設の管理運営を行わなければならない。

(指定期間等)

- 第7条 本指定管理の期間(以下「指定期間」という。)は、平成28年4月1日 から平成33年3月31日までとする。
- 2 本指定管理に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第2章 本指定管理の業務の範囲と実施条件

(指定管理の実施により達成すべき目標)

第8条 指定管理者が、本指定管理の実施によって達成を目指すべき目標は提案書の内容に基づき、市と指定管理者が協議の上決定する。

(指定管理者が行う業務の範囲)

- 第9条 本指定管理において、指定管理者が行う業務の範囲は次に掲げる通り とする。
 - (1) 横浜市海づり施設条例(昭和53年7月横浜市条例第40号。以下「海づり条例」という。)第3条第1項に規定する事項に関すること。
 - (2) 横浜市港湾施設使用条例(昭和24年9月条例第49号。以下「港湾施設条例」という。)第2条の2第1項に規定する事項に関すること。
 - (3) その他市が定める業務
- 2 前項各号に掲げる業務の詳細は市と指定管理者の協議により定めるものと する。

(市が行う業務の範囲)

- 第10条 次の業務については、市が行うものとする。
 - (1) 本施設の目的外使用の許可
 - (2) 本施設の大規模な修繕・改修にかかる業務
 - (3) その他法令等において別に定められること

(責任者の配置)

第11条 指定管理者は、管理業務を円滑かつ適正に履行するため、それぞれの施設(大黒ふ頭先端緑地にあっては大黒海づり施設と合わせて)に管理運営責任者を配置すること。また、全体を統括する本施設の統括管理責任者を配置するものとする。

(業務従事者)

- 第12条 指定管理者は管理開始前までに、指定管理者が雇用し本指定管理に従 事する者(以下「業務従事者」という。)の名簿を、市が定める様式をもって 市に提出しなければならない。
- 2 指定管理者は、業務従事者に変更があった場合は、市が定める様式をもって速やかに届け出るものとする。
- 3 指定管理者は、自らの責任と費用負担で業務従事者の労働安全衛生管理を 行うものとする。
- 4 市は、指定管理者が配置した業務従事者が、本指定管理を行うことについて正当な理由により不適当と認めた場合は、理由を付した文書をもって当該業務従事者の解任を求めることができる。
- 5 指定管理者は、前項の規定に基づく請求があった場合は、正当な理由がない限り、これに応じなければならない。
- 6 指定管理者は、前項の規定に基づき、当該業務従事者を解任したことにより、指定管理者の負担する費用が増加し、又は損害が発生しても、係る増加費用又は損害について市に対し、いかなる費用の負担も求めることができない。

(業務の範囲又は業務実施条件の変更)

- 第13条 市又は指定管理者は、必要と認めた場合は、第9条及び第10条に定める本指定管理の業務の範囲の変更を求めることができる。当該変更を求める場合は理由を付した文書をもって行うものとする。
- 2 市又は指定管理者は、前項に定める文書の提出があった場合は、遅滞なく 協議に応じなければならない。

3 前項の規定に基づく協議の結果により、業務の範囲又は業務実施条件に変更が加えられることにより生じる納付金額の変更についても協議の対象とする。

第3章 本指定管理の実施

(本指定管理の実施)

- 第14条 指定管理者は、海づり条例、横浜市海づり施設条例施行規則(昭和53年7月横浜市規則第70号。以下「海づり施行規則」という。)、港湾施設条例、横浜市港湾施設使用条例施行(昭和26年2月規則第3号。以下「港湾施設施行規則」という。)、港湾緑地運営管理実施要領(平成18年3月)、本協定、指定管理者が応募時に提出した提案書類に基づき、各年度に市と指定管理者が協議し締結する協定(以下「年度協定」という。)、横浜市海づり施設等指定管理者公募要項(「横浜市海づり施設等指定管理者による管理業務仕様書」を含む。以下「公募要項」という。)のほか、事業計画書等に基づき、誠実かつ円滑に本指定管理を実施するものとする。
- 2 本協定、年度協定、公募要項等及び提案書の間に解釈の矛盾又は齟齬が生 じた場合は、本協定、年度協定、公募要項等、提案書の順にその解釈が優先 されるものとする。

(法令の遵守)

- 第15条 指定管理者は、本指定管理の実施に当たり、関係する法令を遵守しなければならない。関係する主な法令については、以下の通りとする。
 - (1) 地方自治法(以下「法」という。)、地方自治法施行令
 - (2) 港湾法、港湾法施行令、港湾法施行規則ほか港湾関連法規
 - (3) 横浜市海づり施設条例、横浜市海づり施設条例施行規則
 - (4) 横浜市港湾施設使用条例、横浜市港湾施設使用条例施行規則
 - (5) 個人情報の保護に関する法律
 - (6) 横浜市個人情報の保護に関する条例
 - (7) 横浜市暴力団排除条例
 - (8) 労働関係法令(労働基準法、労働組合法、労働安全衛生法、職業安定法、 最低賃金法、労働者派遣法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、雇 用保険法等)
 - (9) 施設・設備の維持保全関係法令(建築基準法、消防法、電気事業法、水 道法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律等)
 - (10) 環境法令等(エネルギーの使用の合理化に関する法律、地球温暖化対策

の推進に関する法律、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する 法律等)

- (11) 横浜市屋外広告物条例、横浜市屋外広告物条例施行規則
- (12) その他関係法令等

(供用時間及び休業日)

- 第16条 本施設の供用時間及び休業日は、海づり条例第2条並びに海づり施行規則第2条及び第3条の規定に基づき、次のとおりとする。
 - (1) 供用時間

ア 横浜市大黒海づり施設、横浜市本牧海づり施設

(ア)1月から3月まで、11月及び12月 : 午前7時から午後5時まで

(イ) 4月から10月まで : 午前6時から午後7時まで

イ 横浜市磯子海づり施設

(ア)1月、2月、11月及び12月 : 午前8時から午後5時まで

(イ) 3月から6月まで、9月及び10月 : 午前8時から午後6時まで

(ウ) 7月及び8月 : 午前8時から午後7時まで

(2) 休業日

ア 1月1日から1月3日まで、12月30日及び12月31日

イ 施設点検日

2 前項の規定に関わらず、市が特に必要があると認める場合は、指定管理者は市に事前に報告を行い、供用時間及び休業日を変更することができる。

(利用の許可)

- 第17条 指定管理者は、海づり条例第6条第1項の規定に基づく許可及び港湾施設条例第3条の規定に基づく施設利用の許可(以下「利用許可」という。)の実施に当たっては、海づり条例、港湾施設条例、海づり施行規則、港湾施設施行規則及び横浜市行政手続条例(平成7年3月横浜市条例第15号)、行政事件訴訟法(昭和37年5月16日法律第139号)、行政不服審査法(昭和37年法律9月15日第160号)等の規定に従わなければならない。
- 2 指定管理者は、利用の許可の実施に当たって疑義がある場合には、市と協議するものとする。

(事前準備)

- 第18条 指定管理者は、指定期間の開始に先立ち、本指定管理の実施に必要な 資格の保有者及び人材を確保し、必要な研修を行わなければならない。
- 2 指定管理者は、本指定管理を遂行するために許認可が必要な場合は、指定

管理者の責任において、それを取得しなければならない。

- 3 指定管理者は、必要と認める場合には、指定期間の開始に先立ち、市に対して本施設への立ち入りを申し出ることができる。
- 4 市は、指定管理者から前項の申出を受けた場合は、正当な理由のある場合 を除いてその申出に応じるものとする。
- 5 指定管理者は、従事者の研修・再教育・交代等により費用が増加し、又は 損害が発生した場合であっても、市に対し、かかる増加費用又は損害の負担 を請求することはできない。

(第三者による実施)

- 第19条 指定管理者は、第9条に定める業務の一部について、委託する業務の 内容、委託契約の締結方式及び相手方等に関して予め市と文書により協議し 承認を得た上で、第三者に委託することができる。ただし、施設の利用許可 等に関する業務を委託することはできない。
- 2 指定管理者がその業務の一部を第三者に実施させることとなる場合は、すべて指定管理者の責任及び費用において行うこととし、当該業務に関し指定管理者が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた増加費用及び損害は、すべて指定管理者が負担するものとする。

(施設の維持保全等)

- 第20条 指定管理者は、本施設の施設及び設備について、国及び市が別に定める基準(「維持保全の手引き」等)に基づき、適切な維持保全を行わなければならない。
- 2 本施設の修繕については、1件につき100万円(消費税抜)未満のものについては、指定管理者の責任及び費用負担において実施するものとする。ただし、当該年度中に指定管理者が行う修繕の費用負担が年間600万円(消費税抜)を超える際は、責任の所在及び費用負担について、市と指定管理者の協議により決定するものとする。
- 3 指定管理者が前項に規定する本施設の修繕を行う際は、緊急の場合を除き、 市に対して予告し了承を得るものとする。
- 4 指定管理者は、修繕実施後、書面で市に状況報告をしなければならない。

(電気主任技術者の選任及び届出等)

第21条 指定管理者は、自家用電気工作物の保安の監督をさせるため、電気事業法に基づき本施設自家用電気工作物の電気主任技術者を選任し、経済産業省原子力安全・保安院関東東北産業保安監督部に届け出なければならない。

なお、電気技術者には第3種電気主任技術者以上の資格を有し、原則として保守管理の実務経験が15年以上の者を1名以上従事させるものとする。

- 2 市及び指定管理者は、自家用電気工作物の保安業務について、下記のとお り定めるものとする。
 - (1) 指定管理者は、市から指定管理者として指定を受けた本施設の自家用電気工作物について、電気事業法第39条第1項(技術基準の遵守)の義務を果たすものとする。
 - (2) 市は、自家用電気工作物の工事、維持、及び運用の保安を確保するに当たり、指定管理者が選任する電気主任技術者の意見を尊重する。
 - (3) 市及び指定管理者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に、電気主任技術者がその保安のためにする指示に従うように確約させる。
 - (4) 市及び指定管理者は、電気主任技術者として選任する者に、当該自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安監督業務を、誠実に行うことを確約させる。

(防火管理者の選任等)

- 第22条 指定管理者は、本業務を遂行するにあたり、防火管理者を選任した上で消防計画を作成し、所管の消防署に届出を行わなければならない。
- 2 指定管理者は、自衛防災組織を結成し、本施設の防火・防災に努めるものとする。

(緊急時の対応)

- 第23条 指定期間中、本指定管理の実施に関連し、又は本施設において事件・ 事故又は火災、地震等による損傷等(以下「緊急事態」という。)が発生した 場合、指定管理者は直ちに必要な措置を講じるとともに、市及び関係機関に 遅滞なく通報しなければならない。
- 2 指定管理者は、緊急事態が発生した場合は、必要に応じ、その原因を調査し、市に遅滞なく報告するものとする。当該調査に関し、市は必要な協力を行うものとする。
- 3 指定管理者は、緊急時の連絡網を作成し、市に提出するものとする。

(事件・事故等の防止及び対応体制)

第24条 指定管理者は、事件・事故等を防止し施設の損害等を最小限に止めるため、事件・事故等の防止及び対応体制等について定めたマニュアル等を作成し、業務従事者を指導しなければならない。

2 指定管理者は、前項のマニュアル等に基づき、随時、施設の安全性やサービス内容について点検し、必要な措置を講じるものとする。

(守秘義務)

- 第25条 指定管理者及び業務従事者は、指定管理の実施により知り得た秘密及 び市の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部へ漏らし、又は他の 目的に使用してはならない。
- 2 前項の規定は、指定管理の終了後においても同様とする。

(個人情報の保護)

- 第26条 指定管理者は、個人情報について、個人情報の保護に関する法律及び 横浜市個人情報の保護に関する条例のほか、秘密保持に関するすべての法令 等を遵守するとともに、別紙2「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければ ならないものとする。
- 2 前項の規定は、指定管理の終了後においても同様とする。

(情報公開の責務)

- 第27条 指定管理者は、市が示す「情報公開に関する標準規程」に準拠して「情報公開規程」を作成し、これに基づき適切な対応をしなければならない。
- 2 指定管理者は、ウェブサイト等インターネットを利用して情報を受発信する場合は、すべての人が安全かつ適切に情報を得られるよう、セキュリティ を確保し、アクセシビリティに配慮すること。

(文書管理)

第28条 指定管理者は本指定管理の実施に係る文書の作成、管理及び保存を適切に行わなければならない。

(人権の尊重)

第29条 指定管理者は、本指定管理の実施にあたっては、利用者等の人権を最大限尊重するとともに、業務従事者に対して人権に関する研修を各年度1回以上実施するよう努めなければならない。

第4章 備品等の扱い

(指定管理者による備品等の管理等)

第30条 指定管理者は、本指定管理実施の用に供するため、別添の市が所有す

る備品等(以下「備品等(I種)」という。)を管理する。

- 2 指定管理者は、指定期間中、備品等(I種)を常に良好な状態に保つものと する。
- 3 備品等(I種)が経年劣化等により本指定管理実施の用に供することができなくなった場合、指定管理者は、市との協議により、必要に応じて、自己の費用により当該備品等を修繕するものとする。
- 4 前項の場合において、多額の費用を要することなどにより当該備品の修繕が困難なときは、指定管理者は、市との協議により、必要に応じて、当該備品を廃棄することができる。
- 5 前項の規定に基づき当該備品を廃棄する場合、指定管理者は、市との協議 により、同等の機能を有する備品等を、自己の費用により購入又は調達する ものとする。ただし、市が必要ないと認めた場合はこの限りでない。
- 6 指定管理者は、前項の規定により購入し又は調達した備品について、市に 所有権を移転するとともに、備品等(I種)として管理することができる。た だし、市が必要ないと認めた場合は、この限りでない。
- 7 指定管理者は、故意又は過失により備品等(I種)を破損滅失したときは、 市との協議により、必要に応じてこれを弁償するものとする。

(指定管理者による備品等の購入等)

- 第31条 指定管理者は、本指定管理の実施のため、自己の費用により備品等を購入し、又は調達することができる。
- 2 指定管理者は、自己の費用により購入又は調達した備品等(以下「備品等(Ⅱ 種)」という。)を帳票に記載し、前条に規定する備品等(Ⅰ種)と明確に区別 して管理しなければならない。
- 3 前項に規定する備品等(Ⅱ種)は、指定管理者に帰属するものとする。ただし、市と指定管理者の協議により、市に所有権を移転することを妨げない。この場合において市が所有権を有することとなった備品は、前条に定める備品等(Ⅰ種)として扱うものとする。

(著作物等の扱い)

- 第32条 指定管理者は、指定管理の実施に伴い作成した下記の書類等について、 本協定の終了後においても市に無償利用させるものとする。
 - (1) 提案書
 - (2) 事業計画書及び事業報告書
 - (3) 指定管理の実施の中で作成された規定、要項等
 - (4) 広報誌、パンフレット、掲載された写真、地図、イラスト等

- 2 前項に定めた書類等が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1 号に定める著作物に該当する場合には、著作権法第2章及び第3章に規定す る著作者の権利の帰属は、著作権法の定めるところによる。
- 3 指定管理者は、市が第1項に定めた書類等を次の各号に掲げるところにより利用をすることができる。
 - (1) 第1項に定めた書類等の内容を公表すること。
 - (2) 本施設の管理運営のために必要な範囲で、市及び市の委託する第三者をして複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること。
- 4 指定管理者は、市が継続的な本施設の管理運営のために、指定管理者が指定管理の実施にあたって開発したプログラム(著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。)及びデータベース(著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。)を無償で利用しようとするときには、その利用に同意するものとする。この場合の利用の条件は、市と指定管理者が協議して定めるものとする。なお、指定管理者が承諾した場合に、当該プログラム及びデータベースを公表することができるものとする。

第5章 業務実施に係る市の確認事項

(年間事業計画書等)

- 第33条 指定管理者は、年度ごとに、あらかじめ次に掲げる内容を記した年度 別事業計画書等を作成し、当該年度の前の年度の2月末日までに市に提出す るものとする。
 - (1) 指定期間の目標達成に向けての当該年度の目標、取組概要
 - (2) 管理執行体制
 - ア職員配置体制表
 - イ 責任体制
 - ウ事故発生時対応
 - 工 災害発生時対応
 - オ 緊急対応業務フロー
 - カ 緊急連絡体制表
 - キ 防犯・防災対策
 - (3) 指定管理業務計画書 年間事業計画表
 - ア 運営業務に関する計画表(休業日、供用時間、年間勤務体制など)
 - イ 管理業務に関する計画表(年間保守点検予定表、清掃計画予定表、修繕 計画を含む)
 - ウ 提案事業に関する計画表

- 工 外部委託予定表
- オ 要望対応方針・事務フロー
- 力 研修計画表
- (4) 指定管理業務に係る当該年度の収支計画表
- (5) 年間自主事業計画表及び収支計画表
- (6) その他市が必要と認める事項
- 2 市及び指定管理者は、年間事業計画書等を変更しようとするときは、市と 指定管理者協議により決定するものとする。

(月間事業報告書等)

- 第34条 指定管理者は、指定管理期間の各月ごとに、次に掲げる内容を記載した月間事業報告書等を作成し、各月の翌月20日までに市に提出するものとする。
 - (1) 指定管理の実施により達成すべき目標の達成状況
 - (2) 利用実績(利用者数、提案事業への参加者数等)
 - (3) 管理運営の実施状況(提案事業の実施状況、施設の管理・点検・修繕等の実施状況)
 - (4) 指定管理経費の収支状況(利用料金収入含む)
 - (5) 団体の重要事項等の変更の予定(合併・統合の予定、団体名・代表者・所 在地・定款等の変更の予定等)
 - (6) 利用者アンケートの集計
 - (7) 自主事業の実施状況
 - (8) 事故等報告書
 - (9) 勤務予定表、勤務表
 - (10) 翌月の事業予定表
- 2 市は、必要があると認めるときは、月間事業報告書の内容又はそれに関連 する事項について、指定管理者に対して報告又は口頭による説明を求めること ができるものとする。

(年間事業報告書等)

- 第35条 指定管理者は、次に掲げる内容を記載した年間事業報告書等を作成し、 各年度の次の年度の5月末日までに市に提出するものとする。
 - (1) 指定管理の実施により達成すべき目標の達成状況
 - (2) 利用実績(利用者数、提案事業への参加者数等)
 - (3) 管理運営の実施状況(提案事業の実施状況、施設の管理・点検・修繕等の実施状況及び結果等)

- (4) 指定管理経費の収支状況(利用料金収入含む)
- (5) 指定管理者により自己評価結果(利用者アンケート等を含む)
- (6) 自主事業の実施状況
- (7) その他市が必要と認める事項
- 2 前項の規定にかかわらず、市が年度の途中において指定管理者に対する指 定管理者の指定を取消した場合は、指定管理者は、指定が取り消された日か ら30日以内に当該年度の年間事業報告書等及び月間事業報告書等を市に提出 しなければならない。
- 3 市は、必要があると認めるときは、年間事業報告書等の内容又はそれに関連する事項について、指定管理者に対して報告又は口頭による説明を求めることができるものとする。

(本指定管理実施状況の確認及び改善の指示)

- 第36条 市は、前条までに定めるもののほか、法第244条の2第10項に基づき、指定管理者に対して本指定管理の実施状況について随時、報告を求め、 また実地について調査するため、本施設に立ち入ることができる。
- 2 指定管理者は、市から前項の申出を受けた場合は、正当な理由がある場合 を除いてその申出に応じなければならない。
- 3 第 34 条及び第 35 条の規定に基づく報告及び第 1 項の規定に基づく報告及び実地調査により、指定管理者の本指定管理の実施内容等が、海づり条例、港湾施設条例、海づり施行規則、港湾施設施行規則、その他市が提示する要件等を満たしていないと認められる場合、市は、法第 244 条の 2 第 10 項に基づき、指定管理者に対して業務の改善を指示するものとする。
- 4 指定管理者は、前項の指示を受けた場合は、速やかに必要な具体的措置を講じ、その結果を市に報告しなければならない。

(第三者評価)

- 第37条 指定管理者は、本施設の管理運営に関し評価、検証を行うことを目的 として、横浜市海づり施設等指定管理者選定評価委員会(以下「選定委員会」 という。)を、指定期間の2年目又は3年目のいずれかのうち市と指定管理者 の協議により定める時期に、1回受審しなければならない。
- 2 指定管理者は、第三者評価を受審するに当たって、市から、選定評価委員 会への出席、資料の提出、報告等を求められたときは、これに従わなければ ならない。
- 3 外部評価委員会の設置及び運営に係る経費は市が負担するものとする。ただし、指定管理者が提出する資料作成に係る経費及び指定管理者が委員会に

出席するために要する費用については指定管理者が負担するものとする。

(自己評価の実施)

- 第38条 指定管理者は、定期的に施設利用者から意見や満足度等を聴取し、利用者モニタリングを行わなければならない。なお、実施時期や項目については、別紙3のとおりとする。
- 2 指定管理者は、利用者モニタリングの結果及び利用実績の分析により、毎年度自己評価を実施して、その報告書を毎年度末の翌月末までに市に提出しなければならない。ただし、毎年度1月末に前年12月までの実績等による中間時の自己評価を実施し、翌年度の事業計画に反映しなければならない。

(業務実施状況等の公表)

- 第39条 市は、第33条から第35条までに定める事業計画書、事業報告書、収支予算書及び収支決算書を公表しなければならない。
- 2 市は、第36条に定める業務実施状況の確認結果及び第37条に定める評価 委員会による評価等を公表できるものとする。

第6章 指定管理者の収入等

(指定管理者の収入)

- 第40条 指定管理者の収入は、利用料金、提案事業収入及び雑入とする。
- 2 指定管理者は、利用料金、提案事業収入及び雑入について、必要な帳簿を 作成し、他の経費と混同することのないよう、適正に管理するものとする。

(納付金)

- 第41条 指定管理者は、毎年度市に対して納付金を納入する。
- 2 指定管理者が市に納入する納付金額は、指定管理者が公募時に提出した提 案書類、前年度収支実績に基づき、500万円を最低保障額と設定し、各年度ご とに市と指定管理者が協議の上、書面に定めるものとする。
- 3 納付金額に関する協議の時期、納付金の納付時期や方法等は年度協定で定めるものとする。
- 4 指定管理者による管理運営の水準が、公募要項や協定で定めたものに満た なかった場合、市は、最低保障金の金額及び分配率の変更ができるものとす る。

(納付金額の変更)

- 第42条 各年度中の賃金水準又は物価水準の変動、若しくはやむをえない事由 により、市又は指定管理者が、各年度の当初に合意した納付金額が不適当に なったと認めたときは、相手方に対し、文書をもって納付金額の変更に関す る協議を申し出ることができる。
- 2 市及び指定管理者は、前項に定める協議の申出があった場合は、これに応じなければならない。
- 3 納付金額変更の要否及び変更後の納付金額は、市と指定管理者の協議の上、 書面に定めるものとする。

(利用料金)

- 第43条 指定管理者は、海づり条例第7条及び港湾施設条例第17条の規定に基づき、本施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を、指定管理者の収入として収受することができる。
- 2 指定管理者の収入となる利用料金は、指定期間中の利用に係る利用料金の みとする。
- 3 指定管理者が指定期間外の利用に係る利用料金を収受した場合は、市又は 市が指定するものに円滑に引継ぎを行うものとする。
- 4 利用料金の額は、海づり条例第7条及び港湾施設条例第17条の規定で定める額の範囲内において、市の承認を得て指定管理者が定めるものとし、必要に応じて市と指定管理者の協議を行うものとする。
- 5 指定管理者は、承認された利用料金を適用する最初の利用日までに3か月以上の周知期間を設けなければならない。ただし、指定当初に従前の料金を変更すること無く、利用料金の承認申請を行う場合は、料金の承認後速やかに周知を行うものとする。
- 6 指定管理者は、海づり条例第8条、海づり施行規則第10条、港湾施設条例 第17条第5項及び港湾施設施行規則第8条の4の規定に基づき、利用料金の 全部又は一部を免除できるものとする。

(公租公課)

第44条 本協定に基づく一切の業務に関して生じる公租公課は、特段の規定がある場合を除き、すべて指定管理者の負担とする。

(管理口座)

第45条 指定管理者は、本指定管理の実施に係る収入及び支出を適正に管理することを目的として、本指定管理専用の口座を開設し、その適切な運用を図

るものとする。

2 指定管理者は、第43条第3項に定める指定期間外の利用に係る利用料金収入については、前項で規定する口座と別の口座を設け、これを管理するものとする。

第7章 損害賠償及び不可抗力

(損害賠償等)

- 第46条 指定管理者は、故意又は過失により本指定管理を実施する施設・設備 を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなけ ればならない。ただし、市は特別の理由があると認めたときは、その全部又 は一部を免除することができるものとする。
- 2 市の責めに帰すべき事由により指定管理者に損害が生じた場合、指定管理 者は当該損害を市に請求することができる。

(第三者への賠償)

- 第47条 本指定管理の実施において、指定管理者の責めに帰すべき事由により 第三者に損害が生じた場合、指定管理者は自己の負担においてその損害の賠 償を行うものとする。ただし、その損害(次条の規定により加入した保険等 により填補された部分を除く。)のうち市の責めに帰すべき事由により生じた ものについては、市が負担する。
- 2 前条ただし書きの場合で、市及び指定管理者の負担の割合が不明なときは、 両者の協議により、負担の割合を定める。
- 3 市は、指定管理者の責めに帰すべき事由により第三者に発生した損害について、指定管理者に代わって第三者に賠償した場合、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を指定管理者に対して求償することができる。

(保険)

第48条 指定管理者は、指定期間中、指定管理者を被保険者、横浜市を追加被保険者とする指定管理に対応した施設賠償責任保険(第三者賠償保険を含む。)に加入しなければならない。なお、対人補償の保険金額は1億円以上とする。

(不可抗力発生時の対応)

第49条 不可抗力の発生により市又は指定管理者に損害、損失又は増加費用が 発生する恐れがある場合、指定管理者は早急に適切な対応措置をとり、不可 抗力により発生する損害、損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不可抗力によって発生した損害等の費用負担等)

- 第50条 不可抗力の発生に起因して指定管理者に損害、損失又は増加費用が発生した場合、指定管理者は文書で当該内容を市に報告しなければならない。
- 2 市は、指定管理者からの報告に基づき、当該損害等についての調査を行い、 当該費用について合理性の認められる範囲で、その費用を負担するものとす る。
- 3 不可抗力の発生に起因して市に損害、損失又は増加費用が発生した場合、 当該費用は市が負担するものとする。

(不可抗力による業務実施の一部免除)

第51条 不可抗力の発生によって本指定管理の一部の実施ができなくなったと 認められる場合、指定管理者は不可抗力により受ける影響の限度において、 本協定に定める義務を免れるものとする。

第8章 指定期間の満了

(業務の引継ぎ等)

- 第52条 指定管理者は、指定期間の満了又は本指定管理の取消に際し、本施設の管理運営が遅滞なく円滑に実施されるよう、市又は市が指定するものに対する引継ぎ等を行わなければならない。
- 2 市は、必要と認める場合には、本指定管理の終了前に、指定管理者に対し、 市又は市が指定するものによる本指定管理の内容等についての調査を申し出 ることができるものとする。
- 3 指定管理者は、市から前項の調査の申出を受けた場合は、合理的な理由が ある場合を除いてその申し出に応じなければならない。
- 4 第1項の規定による本指定管理の引継ぎ等に関する費用は、指定管理者の 負担とする。

(原状回復義務)

- 第53条 指定管理者は、本協定の終了までに、指定期間の開始日を基準とし、 本施設、設備を原状に回復し、市に明け渡さなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、市が認めた場合には、指定管理者は本施設の原状回復は行わずに、別途市が定める状態で市に対して明け渡すことができる

ものとする。

(備品等及び文書等の扱い)

- 第54条 本指定管理終了に際し、備品等の扱いについては、次の各号に掲げる とおりとする。
 - (1) 備品等(I種)について、指定管理者は、市又は市が指定するものに対して引き渡さなければならない。
 - (2) 備品等(Ⅱ種)について、指定管理者は、原則として自己の責任と費用において撤収するものとする。ただし、市と指定管理者の協議において両者が合意した場合、指定管理者は、市又は市が指定するものに対して備品等(Ⅱ種)を引き渡すことができるものとする。
- 2 本指定管理終了に際し、本指定管理の実施に必要な文書等については、指定管理者は、市又は市が指定するものに対して引き渡さなければならない。

第9章 指定取消及び業務の停止等

(市による指定の取消等)

- 第55条 市は、指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めると きは、法第244条の2第11項の規定に基づき、その指定を取消し、又は、期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。
- 2 前項の指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められる場合の例としては、以下のような状況が想定される。
 - (1) 指定管理者が海づり条例、港湾施設条例又は本協定の規定に違反したとき
 - (2) 指定管理者が法第 244 条の 2 第 10 項の規定に基づく報告の要求又は調査に対して、これに応じず又は虚偽の報告を行い、若しくは調査を妨げたとき
 - (3) 指定管理者が法第 244 条の 2 第 10 項の規定に基づく市の指示に従わな いとき
 - (4) 指定管理者が当該施設の指定管理者公募要項に定める資格要件を失ったとき
 - (5) 申込みの際に指定管理者が提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき
 - (6) 指定管理者の経営状況の悪化等により管理業務を継続することが不可能又は著しく困難になったと判断されるとき
 - (7) 指定管理者の本指定管理に直接関わらない法令違反等により、当該団

体に管理業務を継続させることが、社会通念上著しく不適当と判断されるとき

- (8) 指定管理者の責に帰すべき事由により管理業務が行われないとき
- (9) 不可抗力により管理業務の継続が著しく困難になったと判断されるとき
- (10) 指定管理者から次条に基づく指定の取消又は管理業務の全部又は一部の停止を求める書面による申し出があったとき
- (11) 当該施設が、公の施設として廃止されることとなったとき
- (12) その他、指定管理者による管理を継続することが適当でないと市が認めるとき
- 3 第1項の規定により指定を取消し、又は本指定管理の全部又は一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害又は増加費用が生じても、市はその賠償の責めを負わないものとする。ただし、前項第9号から第11号までの規定に基づく取り消し等については、この限りではない。
- 4 市は、第1項の規定により、年度途中において、市が指定管理者の指定を 取消し、又は管理業務の全部又は一部の停止を命じたときは、市が既に受領 している当該年度の納付金については返還しないものとする。
- 5 第1項の規定により指定の取り消し、又は管理業務の全部又は一部の停止を命じた場合、指定管理者の責めに帰すべき事由により市に損害が生じたときは、指定管理者は市に対して賠償をしなければならない。

(指定管理者からの指定取消等の申出)

- 第56条 指定管理者は、市が本協定の内容を履行せず、又はこれらに著しく違 反した場合、市に対して指定取消又は管理業務の全部又は一部の停止を申し 出ることができる。
- 2 市は前項の申出を受けた場合、指定管理者への協議を経てその措置を決定するものとする。
- 3 第1項の申出に基づき、市が指定管理者の指定を取消し、又は管理業務の 全部又は一部の停止を命じたときは、市が既に受領している納付金の返還の 要否等について、市と指定管理者で協議するものとする。
- 4 第1項の申出に基づき、市が指定管理者の指定を取消し、又は管理業務の 全部又は一部の停止を命じた場合において、市が指定管理者に損害を及ぼし たときは、市はその損害を賠償するものとする。
- 5 第1項の申出に基づき、市が指定管理者の指定を取消し、又は、管理業務 の全部又は一部の停止を命じたことにより市が被る損害及び増加費用につい て、指定管理者はその賠償の責を負わない。

(不可抗力による指定の取消等)

- 第57条 市又は指定管理者は、不可抗力の発生に起因した事故等により、本指定管理の継続等が困難と判断した場合は、相手方に対して指定の取消し又は管理業務の全部又は一部の停止に関する協議を求めることができるものとする。
- 2 前項の協議の結果、やむを得ないと判断された場合、市は、指定の取消又 は管理業務の全部又は一部の停止を行うものとする。
- 3 前項の指定の取消によって指定管理者に発生した損害及び増加費用は、合理性が認められる範囲で市が負担することを原則として、市と指定管理者の協議により決定するものとする。

(指定取消時の扱い)

第58条 第52条から第54条までの規定は、第55条から前条までの規定により本指定管理が終了した場合に、これを準用する。ただし、市及び指定管理者が合意した場合は、この限りでない。

第10章 その他

(権利義務の譲渡の禁止)

第59条 指定管理者は、本協定及び年度協定に基づいて取得した権利又は義務 を第三者に譲渡し、承継させ、転貸し、又は担保の目的に供してはならない。

(監查)

第60条 市又は横浜市監査委員等の行う監査等があった場合、指定管理者は当該監査等に協力するものとする。

(連絡調整)

第61条 指定管理者は、本指定管理を円滑に履行するため、市及び関連機関との情報交換や業務の調整を図るものとする。

(本指定管理の範囲外の業務)

- 第62条 指定管理者は、本施設の設置目的に合致し、かつ本指定管理の実施を 妨げない範囲において、指定管理者の責任と費用により、自主事業を実施す ることができるものとする。
- 2 指定管理者は、自主事業を実施する場合は、自主事業の事業計画書を事前に市に提出し、承認を得なければならない。この場合において、市及び指定

管理者は必要な協議を行うものとする。

3 市及び指定管理者は、協議により、自主事業の実施条件等を別に定めることができるものとする。

(請求・通知等の様式その他)

- 第63条 本協定に関する市と指定管理者間の請求、通知、申出、報告、承諾及び解除は、本協定に特別の定めがある場合又は市が特別に認めた場合を除き、文書により行わなければならない。
- 2 本協定の履行に関して市と指定管理者で用いる言語は、日本語とする。
- 3 本協定の履行に関して市と指定管理者で用いる計量単位は、本協定に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51条)の定めるところによる。

(災害発生時の対応)

- 第64条 指定管理者は、横浜市震災対策条例(平成10年2月横浜市条例第1号) 第8条に定める事業者としての基本的責務を果たさなければならない。
- 2 指定管理者は、災害等の発生時に、被災者の援助活動等に関して市が協力 を求めた場合には、市に協力するよう努めるものとする。
- 3 指定管理者は、本施設が今後横浜市防災計画に位置づけられる可能性があることを了承するとともに、位置づけられた場合には、市との間で「災害時等における施設利用の協力に関する協定」を締結し、災害等の発生時には当該協定に基づき適切に対応しなければならない。
- 4 指定管理者は、前項の場合においては、市が作成する「指定管理者災害対応の手引」に基づき、災害発生時の体制を整備するものとする。

(廃棄物の対応)

第65条 指定管理者は、本施設から発生する廃棄物の抑制に努めるとともに、横浜市役所の分別ルールに沿って適切に分類を行い、可能な限り資源化していくなど「横浜市一般廃棄物処理基本計画」等に沿った取組を推進するものとする。

(市内中小企業への優先発注等)

- 第66条 指定管理者は、横浜市中小企業振興基本条例の趣旨を踏まえ、修繕等の工事の発注、物品及び役務の調達等にあたって、市内中小企業への優先発注に努めるものとする。
- 2 指定管理者は、修繕等の工事の発注、物品及び役務の調達等を行うにあた

- っては、横浜市ホームページに掲載される入札・契約情報の有資格者名簿を 参考にするなどにより、市内中小企業の該当の可否を判断するものとする。
- 3 市は、本施策の取組状況を把握するために、指定管理者に対して、指定期間中の発注状況について調査を行うことができる。
- 4 指定管理者は、前項の調査について市に提出を求められた場合は、遅滞なく報告するものとする。

・市内中小企業の定義について

- ① 市内事業者:横浜市内に本社・本店などを設けている事業者
- ② 中小企業:中小企業基本法(昭和38年7月20日法律第154号)の第2条 1項第1号から第4号で定義されるもの

業種	資本金の額または出資の	常時使用する従業員の数		
	総額			
①卸売業	1億円以下	100人以下		
②小売業	5千万円以下	50人以下		
③サービス業	5千万円以下	100人以下		
④製造業その他	3億円以下	300人以下		

(財務状況の確認)

- 第67条 市は、各年度に1回、指定管理者に対して選定時と同様の財務状況の 確認を行うものとする。
- 2 指定管理者は、前項の確認実施にあたり、市から財務諸表等の財務関係書類の提出を求められた場合、速やかに必要書類を市に提出しなければならない。
- 3 市は、財務状況の確認を実施した結果について、遅滞なく指定管理者に通知するものとする。
- 4 市は、指定管理者の財務状況を確認した結果、本施設の管理運営に支障が 生じると判断した場合は、指定管理者に対して、必要な改善指導を行うこと ができる。
- 5 市は、前項の改善指導を行ったにも関わらず、指定管理者の財務状況の改善が見込まれないと判断した場合は、本協定第55条に基づく指定の取消し、 又は期間を定めて管理の業務の全部または一部の停止を命ずることができる。

(その他市政への協力)

第68条 指定管理者は、その他環境対策や区局の運営方針等、市政に関して協

力するよう努めるものとする。

(法人格等変更時の対応)

- 第69条 指定管理者は、合併、法人格の変更、公益法人制度改革への対応等により自らの法人格に変更が生じることが見込まれることとなった場合には、市に対して直ちに報告しなければならない。
- 2 市は、指定管理者から前項による報告があった場合、指定管理業務を承継 すると推定される新しい法人(以下「新法人」という。)について、施設運営 能力等を審査することを目的として、指定管理者又は新法人から以下の書類 の提出を求めるものとする。
 - (1) 事業計画書
 - (2) 定款又はそれに類するもの
 - (3) 法人登記に係る全部事項証明書
 - (4) その他市が必要と認める書類
- 3 市は、指定管理者から提出された書類をもとに、新法人が指定管理者として業務を行うことの適否について審査し、指定管理者に対して審査の結果を速 やかに通知しなければならない。
- 4 市による審査の結果、新法人を指定管理者として指定しないと判断された場合、指定管理者又は新法人に損害又は増加費用が生じても市はその賠償の責めを負わないものとする。

(リスクの分担)

- 第70条 本指定管理に関するリスクの分担については、本協定又は公募要項に 別途記載があるものを除き、別紙4に示すリスク分担表の通りとする。
- 2 前項の市と指定管理者の責任分担のうち、施設等の損傷が第三者の責めに 帰すべきものであり、当該第三者が特定できる場合、指定管理者は、当該第 三者に対して当該損害の賠償を求めるものとする。第三者が特定できない場 合及び第三者が損害の賠償等に応じない場合は、市と指定管理者間で協議の 上、対応を決定する。

(協定の変更)

第71条 本指定管理に関し、本指定管理の前提となる条件若しくは内容が変更 されたとき又は特別な事情が生じたときは、市と指定管理者の協議により本 協定の規定を変更することができるものとする。 (解釈)

第72条 市が、本協定に基づき行う、書類の受領、通知及び調査、説明若しく は報告を求めたことをもって、市が指定管理者の責任において行うべき本指 定管理の全部又は一部について、その責任を負うものと解釈してはならない。

(疑義についての協議)

第73条 本協定に特別の定めのない事項又は本協定の条項について疑義を生じた場合は、市と指定管理者の協議によりこれを定めるものとする。

(管轄裁判所)

第74条 本協定に関する紛争は、横浜地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所と する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、市、指定管理者がそれぞれ記名 押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

市 所在地 横浜市中区港町1丁目1番地 名 称 横浜市

代表者 横浜市長 〇〇 〇〇 印

指定管理者 所在地 横浜市〇〇区〇町〇丁目〇番

名 称 株式会社 ○○

代表者 代表取締役 〇〇 〇〇 印

共同事業体の場合は、

横浜市○○区○○町○丁目○番

○○○○共同事業体

代表者 〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇

別紙1

用語の定義

- (1) 「指定期間」とは、本施設の指定管理期間のことをいう。
- (2) 「指定開始日」とは、指定管理者が本業務を行う指定期間の開始日のことをいう。
- (3) 「業務仕様書」とは、本施設の指定管理に係る業務内容等について基準を示したものをいう。
- (4) 「提案事業」とは、指定管理者が本施設の設置目的に合致し、指定管理業務の範囲内において、自ら提案し、実施する企画事業のことをいう。
- (5) 「自主事業」とは、本施設の指定管理以外の業務で、指定管理業務の実施を妨げない範囲において、横浜市の事前承認を得て、指定管理者が自己の責任と費用において実施する業務のことをいう。
- (6) 「提案書」とは、横浜市海づり施設等の指定管理者の公募にあたり、指定管理者が提出した事業計画書等、提出書類のことをいう。
- (7) 「年度協定」とは、基本協定に基づき、横浜市と指定管理者が指定期間中に毎年 度締結する協定のことをいう。
- (8) 「法令」とは、すべての法律、法規、条例及び正規の手続を経て公布された行政機関の規定のことをいう。
- (9) 「公募要項」とは、横浜市海づり施設等公募要項(その後の訂正・変更を含む。) のことをいう。
- (10)「公募要項等」とは、公募要項本編、業務仕様書、様式集等及びそれらに係る質問回答の総称のことをいう。
- (11)「利用料金」とは、管理施設の利用の対価として指定管理者に支払われる施設利用料のことをいう。
- (12)「不可抗力」とは、地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩れ等の 天災、戦争、テロ、暴動、火災等の人災その他市又は指定管理者の責めに帰すこ とができない事由。ただし、本施設の利用者数の増減及び発火原因が市又は指定 管理者の責によることが明白な火災は不可抗力に含まない。
- (13) 「目的外使用」とは市が有する行政財産について、地方自治法第 238 条の 4 第 7 項に 基づき、その用途又は目的を妨げない範囲で、市が許可することによって、当該財産 の目的以外に使用することをいう。

個人情報取扱特記事項

(平成24年4月)

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 横浜市(以下「委託者」という。)がこの契約において個人情報を取り扱わせる者 (以下「受託者」という。)は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務 を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、横浜市個人情報の保護に関する条例 その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのない よう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

- 第2条 受託者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 2 受託者は個人情報の取扱いに関する規定類を整備するとともに、管理責任者を特定し、 委託者に通知しなければならない。

(従事者の監督)

第3条 受託者は、この契約による事務の処理に従事している者に対し、この契約による 事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しない よう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された 後においても同様とする。

(収集の制限)

第4条 受託者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用の禁止等)

第5条 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る 個人情報を当該事務を処理する目的以外に利用してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による事務を処理するにあたって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、事務を効率的に処理するため、受託者の管理下において使用する場合はこの限りではない。

(再委託の禁止等)

第7条 受託者は、この契約による事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものと し、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾 を得た場合はこの限りではない。

- 2 受託者は、前項ただし書きの規定により個人情報を取り扱う事務を第三者(以下「再 受託者」という。)に取り扱わせる場合には、再受託者の当該事務に関する行為について、 委託者に対しすべての責任を負うものとする。
- 3 受託者は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託し、又は請け負わせる場合には、 受託者及び再受託者がこの規定を遵守するために必要な事項並びに委託者が指示する事 項について、再受託者と約定しなければならない。
- 4 受託者は、前項の約定において、委託者の提供した個人情報並びに受託者及び再受託者がこの契約による事務のために収集した個人情報を更に委託するなど第三者に取り扱わせることを例外なく禁止しなければならない。

(資料等の返還)

第8条 受託者は、この契約による事務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(報告、資料の提出等)

- 第9条 委託者は、個人情報を保護するために必要な限度において、受託者に対し、個人情報を取り扱う事務について管理状況の説明若しくは資料の提出を求めることができる。 (事故発生時等における報告)
- 第10条 受託者は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(研修の実施及び誓約書の提出)

- 第11条 受託者は、従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項並びに従事者が負うべき横浜市個人情報の保護に関する条例に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書(様式1)及び研修実施報告書(様式2)を横浜市長に提出しなければならない。
- 2 受託者は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託し、又は請け負わせる場合には、 再受託者に対し、前項に定める研修を実施させ、個人情報保護に関する誓約書(様式1) 及び研修実施報告書(様式2)を受託者に提出させなければならない。
- 3 前項の場合において、受託者は、再受託者から提出された個人情報保護に関する誓約書(様式1)及び研修実施報告書(様式2)を横浜市長に提出しなければならない。 (契約の解除及び損害の賠償)
- 第12条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約の解除及び損害賠償の請求 をすることができる。
 - (1) この契約による事務を処理するために受託者又は再受託者が取り扱う個人情報について、受託者又は再受託者の責に帰すべき理由による漏えいがあったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、この特記事項に違反し、この契約による事務の目的を達成することができないと認められるとき。

(様式1)

個人情報保護に関する誓約書

(提出先)

横浜市長

横浜市の個人情報を取り扱う事務に従事するにあたり、個人情報の取扱い並びに横浜市 個人情報の保護に関する条例に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を受講 しました。

横浜市個人情報の保護に関する条例及び個人情報取扱特記事項を遵守し、個人情報を適切に取り扱うことを誓約いたします。

研修受講日	所属	氏 名 (自署又は記名押印)

(A4)

平成 年 月 日

(提出先)

横浜市長

(提出者)

団体名

責任者職氏名

研修実施報告書

横浜市個人情報の保護に関する条例第17条第1項の規定 に従い、横浜市の個人情報を取り扱う事務に従事する者に 対し、個人情報の適正な取扱い並びに条例に基づく罰則の内容及 び民事上の責任についての研修を実施しましたので、別紙(全 枚)のとおり提出いたします。

引き続き個人情報の漏えい等の防止に取り組んでいきます。

別紙3

モニタリングの内容等

本協定第38条に定めるモニタリング等の内容及び実施時期は次のとおりとする。

名 称	内 容	実施時期
月次モニタリング等	・ 月次報告書による業務遂行の確認・ 利用者の対応状況の確認(利用者の声等)・ 利用状況分析の確認・ その他必要事項の確認	毎月
中間モニタリング等	・ 利用者アンケートの実施、分析・ 運営方針の確認・ 収支バランスの確認・ 自己評価結果の確認・ その他必要事項の確認	1月
年間モニタリング等	・ 利用者アンケートの実施、分析・ 運営方針の確認・ 収支バランスの確認・ 自己評価結果の確認・ その他必要事項の確認	当該年度の 次年度の5月

別紙4

指定期間内における主なリスク分担については、次の表の通りとします。これ以外の リスクに関する対応については、別途協議するものとします。

11 1-	リスクの内容	負担者		
リスク		Litte vir —	指定	分担
の種類		横浜市	管理者	(協議)
粉年亦新	収支計画に多大な影響を与えるもの	0		
物価変動	それ以外のもの		0	
資金調達	資金調達不能による管理運営の中断等		0	
貝並明達	金利上昇による資金調達費用の増加		0	
法令等変更	管理運営に直接影響する法令等の変更			\bigcirc
	消費税(地方消費税を含む)の税率等の変更			0
郑	法人税・法人住民税の税率等の変更		0	
税制変更	事業所税の税率等の変更			0
	それ以外で管理運営に影響するもの			0
	横浜市が取得すべき許認可等が取得・更新されな	\cap		
許認可等	いことによるもの	0		
计影り等	指定管理者が取得すべき許認可等が取得・更新さ		\circ	
	れないことによるもの		O	
管理運営内	横浜市の政策による期間中の変更	\bigcirc		
容の変更	指定管理者の発案による期間中の変更			0
十人老油	指定の議決が得られないことによる管理運営開始			
市会議決	の延期		O	
康 亚杰利	大規模な外的要因による需要変動			0
需要変動	それ以外のもの		0	
英田海岸の	横浜市に帰責事由があるもの	\circ		
管理運営の中断・中止	指定管理者に帰責事由があるもの		0	
中例「十二	それ以外のもの			\circ
	指定管理者に帰責事由があるもの		0	
施設等の	指定管理者が設置した設備・備品		0	
損傷	それ以外のもの		年度協定で	
	(負担限度付き 年間合計 (消費税抜))		定める額	
利用者等へ	横浜市に帰責事由があるもの	0		
の損害賠償	指定管理者に帰責事由があるもの		0	

	横浜市と指定管理者の両者、または被害者・他の		
	第三者等に帰責事由があるもの		
公募要項等	公募要項等の瑕疵・不備に基づくもの	0	
不可抗力※	不可抗力による施設・設備の復旧費用	0	
	不可抗力による管理運営の中断		0

※不可抗力:暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、 侵略、暴動、ストライキなど